

船舶の軽油免税証の有効期間が変わりました

平成21年1月以降の申請分から免税証の有効期間が以下のとおりになりましたのでお知らせします。

* 免税証の有効期間について *

交付申請数量等	免税証有効期間
・ 交付申請数量が1月平均1kℓ未満の者（新規申請者を除く）	1年以内
・ 交付申請数量が1月平均1kℓ以上5kℓ未満の者 （新規申請者を除く）	6月以内
・ 交付申請数量が1月平均5kℓ以上の者 ・ 新規申請者	3月以内

ココが
変わ
り
まし
た！

* 船舶の免税証等の交付申請に必要な書類 *

I. 使用者証（2年間有効）の新規申請や更新をする場合

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 県証紙 400円 | <input type="checkbox"/> 免税軽油使用者証の交付申請書 |
| <input type="checkbox"/> 更新前の免税軽油使用者証 | <input type="checkbox"/> 誓約書 |
| <input type="checkbox"/> 船舶検査証書の写し | <input type="checkbox"/> 船舶検査手帳の写し |
| <input type="checkbox"/> 小型船舶登録事項通知書の写し（お持ちの方のみ） | |
| <input type="checkbox"/> 全役員の氏名がわかる法人登記簿（3カ月以内発行）の写し
（※法人のみ必要です。） | |

II. 免税証の申請をする場合

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 免税証交付申請書 | <input type="checkbox"/> 現在有効の免税軽油使用者証 |
| <input type="checkbox"/> 免税軽油使用量の計算明細書 | <input type="checkbox"/> 実績書（免税軽油使用実績書） |
| <input type="checkbox"/> 報告書（免税軽油の引取り等に係る報告書） | |

報告書は毎月提出する必要があります。

ただし、交付申請数量が1月平均1kℓ未満の方は、毎月ごとに作成した報告書（1年間なら12枚）を、次回申請時にまとめて提出することができます。

<注意！> 使用しなかった免税証がある場合は必ず返還してください。

III. 使用者証の記載内容に変更がある場合

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 書換申請書 | <input type="checkbox"/> 現在有効の免税軽油使用者証 |
| ※機械を変更又は増加する場合には、船舶検査証書の写し、船舶検査手帳の写し及び小型船舶登録事項通知書の写し（お持ちの方のみ）が必要です。 | |

問合せ先 香川県県税事務所 軽油引取税課 免税担当

TEL 087-806-0317（直通）